

自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書

第162通常国会で保険業法等の一部を改正する法律（以下、保険業法）が成立し、2006年（平成18年）4月に施行された。これにより知的障がい者、登山愛好家、医師・歯科医師や商工自営業者などの各団体が、その構成員を対象に、構成員が事故や病気に遭ったときの助け合い制度として健全に運営している共済・互助会制度（以下、自主共済）が存続の危機に追い込まれている。

2006年（平成18年）4月に契約者を保護することを目的として保険業法が改正されたが、制度の加入対象を特定しているもの、運営する団体が非営利であるもの、自主的に健全に運営してきたものも一律に保険業とみなされ、保険会社と同等の規制を受けることとなった。このため、営利業者がミニ保険会社として市場へ参入する一方、非営利、助け合いで制度を運営する団体が次々と廃止、解散に追い込まれている。

自主共済は、①社会運動団体が母体であること、②非営利であること、③共済事業が母体組織の活動の一部を構成していること、④自治的・民主的に運営されていること、⑤財政的に自立していること、⑥社会保障など公的な保障を補完する役割を果たしていることの6点を特徴としており、それが基準とも言える。この6点に照らせば一般の保険業や営利業者と明確に区別ができると考える。

また、現在、保険業法の適用除外となっているJA共済、全労済、労働組合共済、企業内共済なども2011年（平成23年）には見直しの対象となっており、このままでは我が国の共済制度全体が保険業に取り込まれ、団体は共済制度の廃止や解散を、制度に加入する国民は脱退を余儀無くされることは必至である。

よって、本市議会は政府に対し、下記の事項を速やかに行うよう強く要望する。

記

- 1 団体が、目的の一つとして構成員のために自主的かつ健全に運営している共済制度を、保険業法の適用から除外すること。
- 2 構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度運用を早急に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月28日

吹 田 市 議 会